

補助金の流れ

6月

自治会

《申請》

この段階では活動加算補助金額が未定です。
均等割・世帯割・活動加算割を申請してください。

- * 提出書類
 - ・自治会活動費補助金交付申請書
- * 添付書類
 - ・事業計画及び予算が記載された議案書等（概算払の場合）
 - ・請求書
 - ・概算払申請書
 - ・口座振替依頼書

1月末

自治会

《報告》

事業が完了したら速やかに実績報告を提出してください。

- * 提出書類
 - ・自治会活動費補助事業実績報告書
 - ・補助事業等報告書
- * 添付書類
 - ・活動加算割事業実施写真
 - ・請求書
 - ・口座振込依頼書
 - ・事業報告及び会計報告が記載された議案書（案）等

市

補助金額の決定、通知

申請内容を審査します。また、活動加算の申請件数を基に1件当たりの加算額を決定し、各自治会に通知します。

- * 市からの送付書類
 - ・補助金等交付決定通知書

この補助金は、各自治会から提出された申請件数によって決定します。
よって、各自治会が補助金を申請する段階では加算金額は未定です。申請を受理し、市から自治会長へ送る決定通知において金額を通知いたします。

市

補助金額の確定、通知

実際に実施した活動の報告内容を審査し、補助金額を確定して、自治会長に通知します。また、自治会指定の口座に補助金を振り込みます。

なお、概算払の場合、報告内容が市の想定する活動として認められなかった際に返金していただくことがありますので、ご了承ください。

- * 市からの送付書類
 - ・補助金等交付確定通知書